

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定) 附属書 B の 5(a) に基づくものです。〕

飼料添加物の新規指定について

下記のとおり、飼料添加物を新規指定する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
飼料添加物の新規指定について
- 2 対象品目
塩酸 L-ヒスチジン
- 3 趣旨及び目的
塩酸 L-ヒスチジンを飼料添加物として指定し、基準及び規格を設定する。
- 4 適用予定日
未定
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 4546
- 6 意見提出期限
WTO 事務局から配布された日から 60 日間